

資料4

景気動向指数研究会運営規則（案）

（平成20年 月 日）
景気動向指数研究会

（研究会の運営）

第1条 景気動向指数研究会（以下「研究会」という。）の議事の手続きその他研究会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（座長）

第2条 座長は、研究会の事務を掌理する。

2 座長が研究会会合に出席できない場合は、座長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の欠席）

第3条 研究会の委員が研究会会合を欠席する場合は、代理人を研究会会合に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 研究会会合を欠席する委員は、座長を通じて、研究会会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（公表等）

第5条 研究会終了後、座長又は座長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、審議の内容を説明することとする。

2 座長は、研究会終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする。

3 研究会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると座長が認めるものを除き、研究会終了後速やかに公表するものとする。

（公表に当たっての留意事項）

第6条 研究会の出席者は、第5条の規定により公表された範囲を超えて、審議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言について

はこの限りではない。

（公表方法）

第7条 第5条に規定する資料及び議事概要の公表に当たっては、内閣府において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載する。

（雑則）

第8条 この運営規則に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。